

【提案項目】

「みどり」の保全と創造を図るため、緑地保全の推進と都市公園の整備の推進について、次の措置を講じること。

1 緑地の保全の推進

- (1) 良好な自然環境の保全を図るため、特別緑地保全地区、自然環境保全地域等及び市町村等が保存契約をした土地における相続税・贈与税の軽減措置を拡充するとともに納税猶予制度を創設すること。
- (2) 第2次地方分権一括法の施行に伴い、近郊緑地特別保全地区の許可等の権限については市に移譲されたが、近郊緑地特別保全地区は法の趣旨にもあるとおり、首都圏の秩序ある発展を図ることを目的に国が指定する近郊緑地保全区域を保全するための制度であることから、地方分権の推進に必要な財源措置については、そうした施策の広域性も踏まえ、市に過大な財政負担が生じないように十分に配慮すること。
- (3) 地方自治体が交付する緑地奨励金等を非課税とすること。

2 都市公園の整備の推進

- (1) みどり豊かな潤いある都市環境を実現するため、都市公園の整備に対して、確実な財源措置を講じること。
- (2) バリアフリー化や防災機能の付与、自然環境の保全など、新たな利用ニーズへの対応が求められている都市公園の再整備事業について、確実な財源措置を講じること。
- (3) 歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりを推進するための都市公園事業について支援すること。

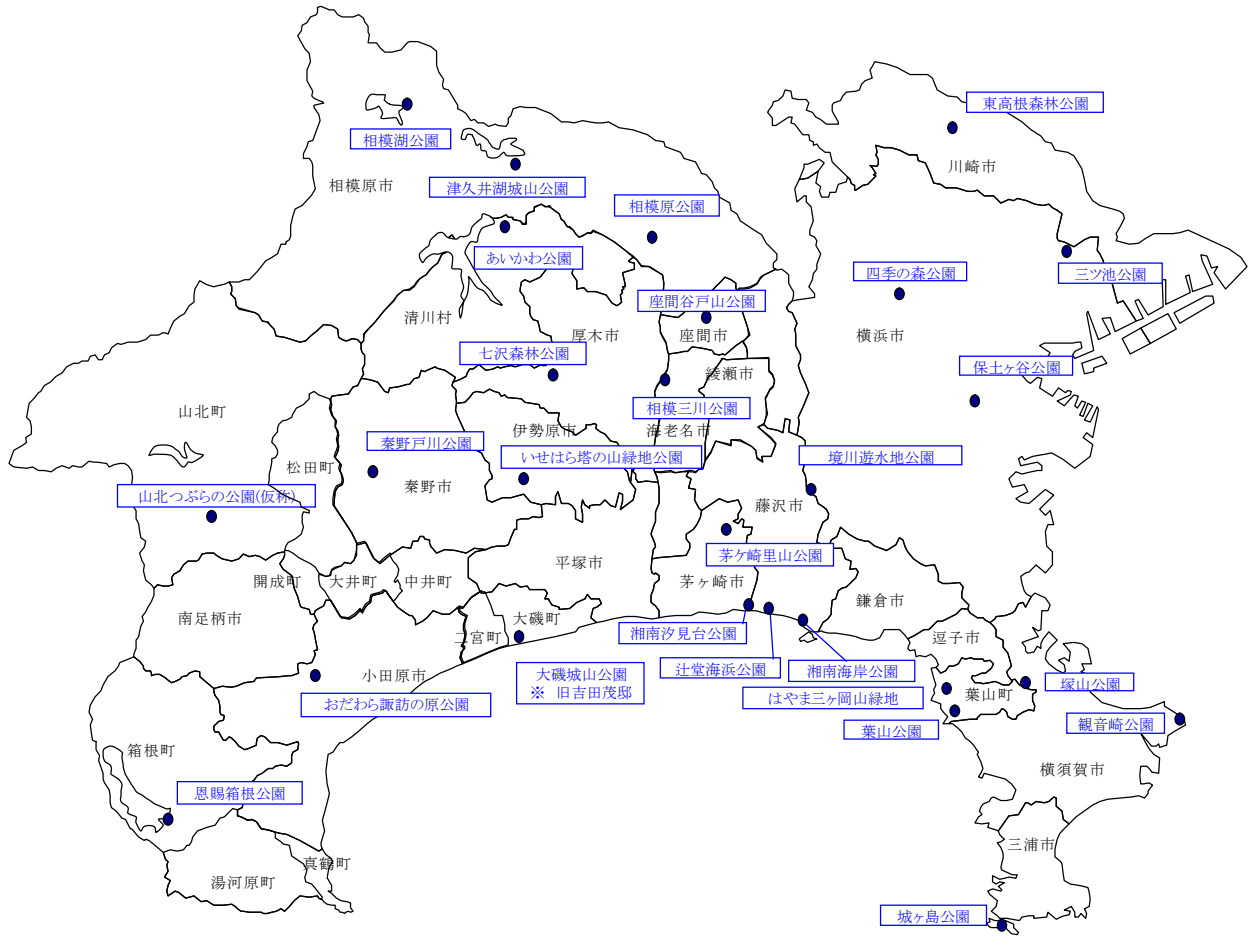
【提案理由等】

- 1 緑地の保全に係る税制面については、これまでに相続税等の軽減など優遇措置が図られたが、保全制度によっては軽減措置が十分に図られておらず、依然として、相続税対策に伴う緑地の減少が大きな課題となっている。このことから、土地所有者が当該土地を保有し続けられるよう相続税等負担の軽減措置が必要である。

近郊緑地特別保全地区の許可及び買入れは県及び中核市以上の市の権限であったものが第2次地方分権一括法により、一般市に移譲された。しかしながら、地価の高い都市部において、一般市の財政規模で土地の買入れを担うことは負担が大きいため、起債と交付税措置にとどまらず実効性ある財源措置が必要である。

さらに、地方自治体が地権者に交付する奨励金等については、現在雑所得として課税扱いとなっており、地権者の協力に応えるためには非課税とすることが必要である。

- 2 都市にゆとりと潤いを与え、県民の安全・快適な生活環境の実現と、憩いの場やレクリエーションの場などを提供するために、より一層魅力ある都市公園の整備を、着実に推進することが重要である。このため、都市公園の整備に係る県、市町村事業を推進するための財源措置が必要である。特に、地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保全・活用に資する都市公園の整備には、国の支援が必要である。



県立都市公園配置図

(神奈川県担当課：環境農政局自然環境保全課、県土整備局都市公園課)